（評価の申請）

第十七条　法第十七条第一項の評価（以下「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第二十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

一・二　（略）

（評価書の交付等）

第十八条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第二十六による評価書（以下「評価書」という。）を申請者に交付しなければならない。

２・３　（略）

（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料）

第十九条　法第十九条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

２　法第十九条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（評価の申請）

第十九条　法第二十四条第一項の評価（次節を除き、以下単に「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

一・二　（略）

（評価書の交付等）

第二十条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第三十一による評価書（以下単に「評価書」という。）を申請者に交付しなければならない。

２・３　（略）

（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料）

第二十一条　法第二十六条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

２　法第二十六条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

第四節　小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

（小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明）

第二十一条の二　法第二十七条第一項の規定により小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価及び説明を行おうとする建築士は、当該小規模建築物の工事が着手される前に、当該評価及び説明を行わなければならない。

（書面の記載事項）

第二十一条の三　法第二十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条第一項の規定による説明の年月日

二　説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

三　小規模建築物の所在地

四　小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するか否かの別

五　小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあっては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置

六　小規模建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

七　建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

（評価及び説明を要しない旨の意思の表明）

第二十一条の四　法第二十七条第二項の意思の表明（以下この条において単に「意思の表明」という。）は、小規模建築物の建築に係る設計を行う建築士（第四号において単に「建築士」という。）に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

一　意思の表明の年月日

二　意思の表明を行った建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

三　法第二十七条第一項の規定による評価及び説明を要しない小規模建築物の所在地

四　建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号